

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年7月8日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称
鳥取市
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成23年6月28日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市吉成 字高木	163 - 1	宅地	宅地	849.70	996.19	707.54	松田 鐘文	鳥取市大覚 寺77-83	別記の とおり	別記の とおり

別記

ごうぎん保証株式会社 島根県松江市白潟本町71
株式会社山陰合同銀行 島根県松江市魚町10